

(令和7年3月7日発表)

職員の懲戒処分が発令について

◆ 発令日	令和7年3月7日（金）
◆ 内 容 な ど	本日、別紙資料のとおり、職員を懲戒処分としたので、当該処分 の内容等について公表します。

別紙資料 有

【問合せ】	人事課	人事第2係
	係長	杉山 良雄
	電話	054-221-1009

報 道 資 料

職員の懲戒処分が発令について

令和 7 年 3 月 7 日付けで、次の 2 件について、懲戒処分を発令しました。

1 盗撮した職員に関する懲戒処分

(1) 処分年月日

令和 7 年 3 月 7 日

(2) 被処分者、処分内容及び処分事由

清水区役所清水福祉事務所生活支援課 主任主事 岩崎 雄太 (33 歳) 男性

【内容】 免職

【事由】 地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号

(法令等に従う義務違反、全体の奉仕者にふさわしくない非行)

(3) 事実の概要

当該職員は、令和 6 年 12 月 13 日午後 3 時 30 分頃、静岡駅北口の地下道からコンコースに向かう昇りエスカレーターで、自身のスマートフォンを用いて、女性のスカートの中を撮影し、性的姿態等撮影未遂容疑で現行犯逮捕された。

また、当該職員は、早ければ令和 2 年 10 月頃から逮捕されるまでの間に、不定期に、盗撮行為を行っていた。盗撮行為の回数は、スカートの中を盗撮したものは少なくとも 10 回前後であり、女性の後ろ姿等の身体の撮影も含めると少なくとも 30 回程度であった。

2 交通人身事故に関する懲戒処分

(1) 処分年月日

令和 7 年 3 月 7 日

(2) 被処分者、処分内容及び処分事由

総合政策局 一般職員 30 代 男性

【内容】 減給 10 分の 1 (3 箇月)

【事由】 地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号

(法令等に従う義務違反、全体の奉仕者にふさわしくない非行)

(3) 事実の概要

当該職員は、私用で、令和 3 年 2 月 11 日午後 1 時 13 分頃、普通乗用自動車を運転中、静岡市葵区慈悲尾の信号機のない交差点で、前方の注意を怠り、同交差点内で右折待ちのため停止中の貨物自動車と衝突し、当該貨物自動車の運転手に怪我を負わせた。

また、当該衝突に起因して、当該貨物自動車が、対向車線を走行していた軽自動車と衝突し、当該軽自動車の運転手及び同乗者がそれぞれ怪我を負った。

次頁あり

当該交通人身事故により、当該職員は、令和3年5月19日に静岡簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受けた。

今回、全ての被害者（貨物自動車の運転手、軽自動車の運転手及び同乗者）との示談が完了していることを確認したため、処分を行った。

総務局長コメント

今回、職員が行った行為により行政に対する信頼を損ねたこと、また、職員が交通法規違反を犯したことに對して、深くお詫び申し上げます。

今後、職員に対しては、なお一層の綱紀肅正を図るとともに、市民の皆様からの信頼を早期に回復できるよう努めてまいります。

令和7年3月7日

総務局長 おおむら 大村 あきひろ 明弘